

○総務省告示第四百四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項の規定に基づき、令和五年総務省告示第二百九十一号（電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月一日

総務大臣 鈴木 淳司

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>改正後</p> <p>「一〇六 略」 「削る」 七〇十三 「略」 「削る」 十四〇二十八 「略」</p>		<p>改正前</p> <p>「一〇六 同上」 七〇 株式会社インターネットイニシアティブ 八〇十四 「同上」 十五 株式会社オプテージ 十六〇三十 「同上」</p>
---------------------------	---	--	--

附 則

この告示は、令和五年十二月二十七日から施行する。